

和歌山県公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託した。

令和7年6月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

1 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 一般財団法人和歌山県交通安全協会

住所 和歌山市西1番地

代表者 会長 松本公望

2 委託に係る免許関係事務の内容

(1) 仮運転免許申請の受理

(2) 仮運転免許試験の実施

(3) 仮運転免許証の作成及び交付事務を補助する業務

3 委託に係る免許関係事務を処理する場所

名称	所在地
和歌山県自動車学校	和歌山市園部1257番地
ソト浜自動車学校	和歌山県有田市港町839番地
和歌山県御坊自動車学校	和歌山県日高郡美浜町大字吉原958番地
那智勝浦自動車教習所	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1680番地1